

ダイナースクラブ通信販売加盟店規約 新旧対照条文（傍線部分は改正部分。改正のない項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
<p>ダイナースクラブ通信販売加盟店規約</p> <p>第1条（総則）</p> <p>三井住友トラストクラブ株式会社（以下「ダイナース」といいます。）は、第2条第1項に定める通信販売加盟店の行う取引に関し以下の各条項のとおり規定するものとします。なお、本規約および関連する規定・特約、加盟店契約書、加盟店申込書その他の加盟店関連申込書、売上票、ダイナースのウェブサイト等に「代金回収加盟店」との記載がある場合は、すべて「通信販売加盟店」と読み替えるものとします。</p> <p>第2条（用語の定義）</p> <p>13. 「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、通信販売加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます。）であって、その時々における最新のものをいいます。</p> <p>第3条（通信販売にかかわる広告）</p> <p>第4条（取扱商品）</p> <p>2. 通信販売加盟店は、次の商品を通信販売加盟店契約において取り扱わないものとします。</p> <p>(2)金融商品取引法、特定商取引法、銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・薬機法・その他法律、関連法令の定めに違反するもの</p> <p>3. 加盟店は、ダイナースから商品等の販売または提供を行うための許認可証の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。</p> <p>第5条（通信販売における支払方法）</p> <p>第6条（通信販売の方法）</p> <p>4. 通信販売加盟店が前項の確認のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様は、通信販売加盟店においてカード番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS 準拠、カード番号等のトークナイゼーション（通信販売加盟店内では復元されない仕組み）等による非保持化とします。</p> <p>8. 通信販売加盟店は、原則として商品の発送日または役務の提供日を通信販売日（カード売上日）として売上票を作成するものとします。この場合、売上票についての会員の署名は省略できるものとします。</p> <p>13. 通信販売加盟店は、ダイナースが別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。</p>	<p>ダイナースクラブ代金回収加盟店規約</p> <p>第1条（総則）</p> <p>三井住友トラストクラブ株式会社（以下「ダイナース」といいます。）は、第2条第1項に定める代金回収加盟店の行う取引に関し以下の各条項のとおり規定するものとします。</p> <p>第2条（用語の定義）</p> <p>13. 「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます。）であって、その時々における最新のものをいいます。</p> <p>第3条（通信販売にかかわる広告）</p> <p>第4条（取扱商品）</p> <p>2. 代金回収加盟店は、次の商品を代金回収加盟店契約において取り扱わないものとします。</p> <p>(2)金融商品取引法、特定商取引法、銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約、その他法律、関連法令の定めに違反するもの</p> <p>3. 代金回収加盟店は、旅行商品・酒類等の販売にあたり許認可を得るべき商品を取り扱う場合は、原則として事前にダイナースにこれを証明する関連証書類等を提出し、ダイナースの承認を得るものとします。また、代金回収加盟店が当該許認可を喪失した場合は、直ちにその旨をダイナースに通知し、当該商品の通信販売を行わないものとします。</p> <p>第5条（通信販売における支払方法）</p> <p>第6条（通信販売の方法）</p> <p>4. 代金回収加盟店が前項の確認のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様は、代金回収加盟店においてカード番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS 準拠、カード番号等のトークナイゼーション（加盟店内では復元されない仕組み）等による非保持化とします。</p> <p>8. 代金回収加盟店は、原則として商品の発送日又は提供日を通信販売日（カード売上日）として売上票を作成するものとします。この場合、売上票についての会員の署名は省略できるものとします。</p> <p>13. 加盟店は、ダイナースが別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

<p>16. 通信販売加盟店は、不動産や各種会員権等の権利性商品および役務を取扱う場合はダイナースの事前の承諾を得るものとします。また、当該商品および役務の信用販売を行う場合は会員と権利名義人は同一である事を必要とします。ただし、ダイナースが個別に承諾した場合はこの限りではありません。</p> <p>第7条（事前承認の義務）</p> <p>第8条（通信販売の拒絶および直接請求の禁止）</p> <p>第9条（差別待遇の禁止）</p> <p>第10条（商品の発送・提供）</p> <p>第11条（カードの不正利用、調査等）</p> <p>第12条（売上データの授受）</p> <p>2. 通信販売加盟店は、ダイナースが認めた場合、前項の売上票に代え次のいずれかの方法により売上データを提出するものとします。この場合通信販売加盟店は、ダイナースが別に定める付属規約、条件、または手続きに従うものとします。</p> <p>(1)ダイナースが認めた CCT 等の端末機、情報処理センターが提供するデータ伝送サービスおよびダイナースと通信販売加盟店とのコンピュータシステム間で行うオンラインギャザリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法</p> <p>(2)その他ダイナースが指定した方法</p> <p>第13条（債権譲渡）</p> <p>第14条（割引料）</p> <p>第15条（債権譲渡対価の精算）</p> <p>第16条（通信販売の取消し）</p> <p>第17条（商品の所有権）</p> <p>第18条（会員との紛議）</p> <p>第19条（通信販売加盟店の注意義務・消費者保護責任等）</p> <p>第20条（債権譲渡の保留、拒絶および解除）</p> <p>1. ダイナースにおいて、次の各号のいずれかに定める事由が判明した場合、ダイナースは、通信販売加盟店に対する当該債権譲渡対価の支払いを保留または拒絶することができるものとし、かかる事由が判明した後、2週間を経過してなお不備、不審な点が解決されない場合は、債権譲渡契約を解除できるものとします。一方、調査が完了し、ダイナースが債権譲渡対価の支払いを相当と認めた場合には、ダイナースは通信販売加盟店に債権譲渡対価を支払うものとします。なお、この場合には、ダイナースは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、ダイナースの通信販売加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないとします。</p>	<p>第7条（事前承認の義務）</p> <p>第8条（通信販売の拒絶及び直接請求の禁止）</p> <p>第9条（差別待遇の禁止）</p> <p>第10条（商品の発送・提供）</p> <p>第11条（カードの不正使用、調査等）</p> <p>第12条（売上データの授受）</p> <p>2. 代金回収加盟店は、ダイナースが認めた場合、前項の売上票に代え次のいずれかの方法により売上データを提出するものとします。この場合代金回収加盟店は、ダイナースが別に定める付属規約、条件、又は手続きに従うものとします。</p> <p>(1)ダイナースが認めた CCT 等の端末機、情報処理センターが提供するデータ伝送サービス及びダイナースと加盟店とのコンピュータシステム間で行うオンラインギャザリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法</p> <p>(2)その他ダイナースが認めた電子及び磁気記録による方法</p> <p>第13条（債権譲渡）</p> <p>第14条（割引料）</p> <p>第15条（債権譲渡対価の精算）</p> <p>第16条（通信販売の取消し）</p> <p>第17条（商品の所有権）</p> <p>第18条（会員との紛議）</p> <p>第19条（代金回収加盟店の注意義務・消費者保護責任等）</p> <p>第20条（債権譲渡の保留、拒絶及び解除）</p> <p>1. ダイナースにおいて、次の各号のいずれかに定める事由が判明した場合、ダイナースは、代金回収加盟店に対する当該債権譲渡対価の支払いを保留又は拒絶することができるものとし、かかる事由が判明した後、2週間を経過して尚不備、不審な点が解決されない場合は、債権譲渡契約を解除できるものとします。一方、調査が完了し、ダイナースが債権譲渡対価の支払いを相当と認めた場合には、ダイナースは代金回収加盟店に債権譲渡対価を支払うものとします。尚、この場合には、ダイナースは遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、ダイナースの加盟店に対する損害賠償請求又はその範囲を制限するものと解してはならないとします。</p>	<p>(新設)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p>
--	--	---

<p>(12)通信販売加盟店（代表者および関係者を含む）が保有するカード等を使用して、本規約にかかる信用販売（自らが発行を受けたカードを、自らの通信販売加盟店において用いる場合を含む）を行った場合であって、ダイナースが不適当と判断した場合</p>	<p>(12)加盟店（代表者および関係者を含む）が保有するカード等を使用して、本規約にかかる信用販売を行った場合であって、ダイナースが不適当と判断した場合</p>	<p>（変更）</p>
<p>第 21 条（差押等の場合の処理）</p>	<p>第 21 条（差押等の場合の処理）</p>	<p>（省略）</p>
<p>第 22 条（情報管理・守秘義務）</p>	<p>第 22 条（情報管理・守秘義務）</p>	<p>（変更）</p>
<p>1. 通信販売加盟店は、本規約に基づいて知り得たカード番号等、その他のカードおよび会員に付帯する情報（会員の個人情報を含む）、ならびに割引料率を含むダイナースの営業上の機密を、機密情報（以下「機密情報」といいます。）として管理し、他に漏洩、開示、滅失、毀損（以下「漏洩等」といいます。）したり、または本規約に定める通信販売の実施に必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとしします。</p>	<p>1. 代金回収加盟店は、本規約に基づいて知り得たカード番号等、その他のカード及び会員に付帯する情報（会員の個人情報を含む）、ならびに割引料率を含むダイナースの営業上の機密を、機密情報（以下「機密情報」といいます。）として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」といいます。）したり、又は本規約に定める通信販売の実施に必要な場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとしします。</p>	<p>（変更）</p>
<p>4. 通信販売加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様（通信販売加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様を含みます。）は、通信販売加盟店においてカード番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS 準拠、カード番号等のトークナイゼーション（通信販売加盟店内では復元されない仕組み）等による非保持化とします。</p>	<p>4. 代金回収加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様（代金回収加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的方法及び態様を含みます。）は、代金回収加盟店においてカード番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS 準拠、カード番号等のトークナイゼーション（加盟店内では復元されない仕組み）等による非保持化とします。</p>	<p>（変更）</p>
<p>8. 通信販売加盟店は機密情報の取扱いを第三者（以下「業務代行者」という）に委託する場合には、次の基準に定める義務に従い機密情報を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認することとします。</p>	<p>8. 代金回収加盟店は機密情報の取扱いを第三者（以下「業務代行者」という）に委託する場合には、次の基準に定める義務に従い機密情報を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認することとします。</p>	<p>（変更）</p>
<p>(5)業務代行者が通信販売加盟店から取扱いを委託された機密情報につき、漏洩等しまたはそのおそれが生じた場合、本条第 10 項、第 11 項および第 12 項に準じて、業務代行者は直ちに通信販売加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を通信販売加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。</p>	<p>(5)業務代行者が代金回収加盟店から取扱いを委託された機密情報につき、漏洩等し又はそのおそれが生じた場合、本条第 10 項、第 11 項及び第 12 項に準じて、業務代行者は直ちに代金回収加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。</p>	<p>（変更）</p>
<p>14. 通信販売加盟店は、ダイナースが、機密情報（ただし個人情報を除く）のうち「通信販売加盟店情報取扱いに関する同意条項」第 1 条第 1 項 (1) (3) (4) の情報を、必要な保護措置を講じたうえで三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連会社と共同で利用できることについて、異議なく同意するものとしします。ただし、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします。</p>	<p>14. 本条の規定は、代金回収加盟店契約終了後においても効力を有するものとしします。</p>	<p>（変更）</p>
<p>15. 本条の規定は、通信販売加盟店契約終了後においても効力を有するものとしします。</p>	<p>14. 本条の規定は、代金回収加盟店契約終了後においても効力を有するものとしします。</p>	<p>（変更）</p>
<p>第 23 条（信用販売の停止）</p>	<p>第 23 条（信用販売の停止）</p>	<p>（省略）</p>
<p>第 24 条（届出事項の変更）</p>	<p>第 24 条（届出事項の変更）</p>	<p>（変更）</p>
<p>1. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約締結後、次の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項をダイナース所定の方法により遅滞なくダイナースに届け出るものとしします。</p>	<p>1. 代金回収加盟店は、代金回収加盟店契約締結後、次の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項をダイナース所定の方法により遅滞なくダイナースに届け出るものとしします。</p>	<p>（変更）</p>
<p>(5)その他、前各号に掲げるもののほか通信販売加盟店がダイナースに対し通信販売加盟店申込書にて届け出た事項</p>	<p>(5)その他、前各号に掲げるもののほか代金回収加盟店がダイナースに対し加盟店申込書にて届け出た事項</p>	<p>（変更）</p>

<p>第 25 条 (調査)</p> <p>第 26 条 (是正改善計画の策定と実施)</p> <p>第 27 条 (解約)</p> <p>第 28 条 (契約の解除)</p> <p>(15)通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対しダイナースが会員資格を喪失させる手続をとった場合</p> <p>第 29 条 (契約終了後の処理)</p> <p>第 30 条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第 31 条 (地位の譲渡)</p> <p>第 32 条 (規約適用の除外)</p> <p>第 33 条 (規約の変更および承認)</p> <p>第 34 条 (細部手続)</p> <p>第 35 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>第 36 条 (準拠法)</p> <p>(2022 年 6 月 1 日改定)</p>	<p>第 25 条 (調査)</p> <p>第 26 条 (是正改善計画の策定と実施)</p> <p>第 27 条 (解約)</p> <p>第 28 条 (契約の解除)</p> <p>(15)代金回収加盟店がダイナースの会員であり、ダイナースが会員資格を喪失させる手続をとった場合</p> <p>第 29 条 (契約終了後の処理)</p> <p>第 30 条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第 31 条 (地位の譲渡)</p> <p>第 32 条 (規約適用の除外)</p> <p>第 33 条 (規約の変更及び承認)</p> <p>第 34 条 (細部手続)</p> <p>第 35 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>第 36 条 (準拠法)</p> <p>(2021 年 2 月 1 日改定)</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p>
--	---	---

ダイナースクラブ継続的利用代金取扱規定 ダイナースクラブ旅行商品取扱規定 通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項 新旧対照条文（傍線部分は改正部分。改正のない項、号については省略。）

新規約	旧規約	備考
<p>ダイナースクラブ継続的利用代金取扱規定</p> <p>第1条（総則）</p> <p>第2条（利用代金） 1. 通信販売加盟店が、本規定に基づいて取り扱うことができる利用代金は、次のものとします。 (2)インターネット接続料・オンライン通信利用料・情報提供サービス利用料・<u>各種月額利用料・各種月額購入代金</u>、およびそれに付随し発生する諸費用</p> <p>第3条（支払方法）</p> <p>第4条（有効性の確認・対応）</p> <p>第5条（事前承認の義務） <削除></p> <p><u>2. 万一、通信販売加盟店が本条に定めるダイナースの承認を得なかった場合、原則として当該利用代金は債権譲渡の対象とならないものとします。</u></p> <p>第6条（売上票の授受）</p> <p>第7条（ID・パスワード等の発行）</p> <p>第8条（会員への事前告知）</p> <p>第9条（準用規定） (2022年6月1日改定)</p>	<p>ダイナースクラブ継続的利用代金取扱規定</p> <p>第1条（総則）</p> <p>第2条（利用代金） 1. 代金回収加盟店が、本規定に基づいて取り扱うことができる利用代金は、次のものとします。 (2)インターネット接続料・オンライン通信利用料・情報提供サービス利用料及びそれに付随し発生する諸費用</p> <p>第3条（支払方法）</p> <p>第4条（有効性の確認・対応）</p> <p>第5条（事前承認の義務） 2. 代金回収加盟店は、前回の料金月に利用代金が発生しなかった会員の利用代金等不定期に発生した利用代金については、原則として事前にダイナースが認めた所定の方法により、ダイナースの承認を得るものとします。</p> <p>3. 万一、代金回収加盟店が本条に定めるダイナースの承認を得なかった場合、原則として当該利用代金は債権譲渡の対象とならないものとします。</p> <p>第6条（売上票の授受）</p> <p>第7条（ID・パスワード等の発行）</p> <p>第8条（会員への事前告知）</p> <p>第9条（準用規定） (2018年3月3日改定)</p>	<p>(省略)</p> <p>(変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p>
<p>ダイナースクラブ旅行商品取扱規定</p> <p>第1条（総則）</p> <p>第2条（旅行商品の通信販売）</p> <p>第3条（カード売上日）</p> <p>第4条（取扱除外品目）</p> <p>第5条（準用規定） (2022年6月1日改定)</p>	<p>ダイナースクラブ旅行商品取扱規定</p> <p>第1条（総則）</p> <p>第2条（旅行商品の通信販売）</p> <p>第3条（カード売上日）</p> <p>第4条（取扱除外品目）</p> <p>第5条（準用規定） (2018年3月3日改定)</p>	<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(変更)</p>

通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項（傍線部分は改正部分。改正のない項、号については省略。）

新規約		旧規約		備考	
<p>通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項</p> <p><本同意条項は、ダイナスクラブ通信販売加盟店規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します></p> <p>第1条（通信販売加盟店情報の収集・保有・利用）</p> <p>1. 通信販売加盟店または通信販売加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「通信販売加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含むダイナースとの取引の加盟審査、加盟後の管理（調査）および加盟店送金業務等の通信販売加盟店業務遂行のため、以下の各号に定める通信販売加盟店契約者等の情報（以下、総称して「通信販売加盟店情報」といいます。）を、ダイナースが必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(1)通信販売加盟店契約者等が通信販売加盟店申込時に届け出た通信販売加盟店の法人番号、名称、所在地、電話番号、預金口座等の事項、通信販売加盟店契約者等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき通信販売加盟店契約者等がダイナースに届け出た事項（通信販売加盟店におけるカード番号等の適切な管理および不正利用対策状況を含む）および電話等により問い合わせしダイナースが知り得た情報（以下総称して「通信販売加盟店属性情報」といいます。）</p> <p>(3)加盟申込日、加盟承認日、CCT等の端末機の識別番号、取扱商品、販売形態、業種等の通信販売加盟店等とダイナースの取引に関する事項および通信販売加盟店申込みにかかわる事実</p> <p>第2条（信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意）</p> <p>第3条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）</p>		<p>代金回収加盟店情報取り扱いに関する同意条項</p> <p><本同意条項は、ダイナスクラブ代金回収加盟店規約（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します></p> <p>第1条（代金回収加盟店情報の収集・保有・利用）</p> <p>1. 代金回収加盟店又は代金回収加盟店契約申込者（それぞれの代表者等個人を含む。以下「代金回収加盟店契約者等」といいます。）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含むダイナースとの取引の加盟審査、加盟後の管理（調査）及び加盟店送金業務等の代金回収加盟店業務遂行のため、以下の各号に定める代金回収加盟店契約者等の情報（以下、総称して「代金回収加盟店情報」といいます。）を、ダイナースが必要な保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(1)代金回収加盟店契約者等が代金回収加盟店申込時に届け出た代金回収加盟店の法人番号、名称、所在地、電話番号、預金口座等の事項、代金回収加盟店契約者等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき代金回収加盟店契約者等がダイナースに届け出た事項（加盟店におけるカード番号等の適切な管理及び不正利用対策状況を含む）及び電話等により問い合わせしダイナースが知り得た情報（以下総称して「代金回収加盟店属性情報」といいます。）</p> <p>(3)加盟申込日、加盟承認日、CCT番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等とダイナースの取引に関する事項及び代金回収加盟店申込みにかかわる事実</p> <p>第2条（信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意）</p> <p>第3条（ダイナースが加盟する加盟店信用情報機関、窓口及び共同利用について）</p>			
名 称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター）	名 称	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	(変更)
住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階	住 所	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル1階	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル6階	
電 話	03-5643-0011	電 話	03-6738-6626	03-5643-0011	
共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDM センター） 代表理事：松井 哲夫	共同利用の 管理責任者	日本クレジットカード協会	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店信用情報センター	(変更)
U R L	http://www.j-credit.or.jp/	U R L	http://www.icca-office.gr.jp/	http://www.j-credit.or.jp/	

<p>共同利用の目的</p>	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>	<p>共同利用の目的</p>	<p>当センターが保有する加盟店情報は、<u>日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>法令に基づく場合</u> 2. <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> 3. <u>公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> 4. <u>国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。</u> 	<p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社が JDM センターに登録すること及び JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>	<p>(変更)</p>
<p>登録される情報</p>	<p>①包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由 ②包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由 ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由 ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由</p>	<p>登録される情報</p>	<p>・<u>当社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報</u> ・<u>加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報</u> ・<u>加盟会員が加盟店情報を利用した日付</u></p>	<p>①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由 ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由</p>	

登録される情報	<p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとし、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p>	登録される情報		<p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</p>	(変更)
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます	登録される期間	当センターに登録されてから5年を超えない期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます	
共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及び JDM センター（JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。）	共同利用の範囲	日本クレジットカード協会の会員（当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。）	協会会員であり、かつ、JDM 会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及び JDM センター（JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認ください。）	
第4条（通信販売加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き）	第5条（通信販売加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合）	第4条（代金回収加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き）	第5条（代金回収加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合）	第6条（契約不成立時及び契約終了後の通信販売加盟店情報の利用）	(省略)
	第6条（契約不成立時および契約終了後の通信販売加盟店情報の利用）	第6条（契約不成立時及び契約終了後の代金回収加盟店情報の利用）			(省略)

<p>本規約に関するお問い合わせ先</p> <p>〒104-6035</p> <p>< 別表 > 売上集計表・売上票の締切日及び売上代金の支払日</p>	<p>本規約に関するお問い合わせ先</p> <p>〒104-6036</p> <p>< 別表 > 売上集計表・売上票の締切日及び売上代金の支払日</p>	<p>(変更)</p> <p>(省略)</p>
<p>(2022年6月1日改定)</p> <p>21LC-384_202201・23-823E</p>	<p>(2020年3月1日改定)</p> <p>20LC-0994-202012・23-823D</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>